宮城労働局職員(共通)の選考採用試験【係長級(一般職相当)】 募集要項

今般、宮城労働局等における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

1 職種

労働局、ハローワーク(公共職業安定所)等の常勤職員

2 業務内容

労働局、ハローワーク(公共職業安定所)等における労働行政に関する事務等 (職業紹介、雇用保険業務等)を行う係長相当職員の業務

3 募集人員

1名

4 応募資格

- (1) 以下の①及び②の条件を満たす方
 - ① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。
 - 大学を卒業した者 11 年以上
 - 短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13年以上
 - 高等学校を卒業した者 15 年以上
 - ② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事 労務管理等に関する業務の経験を有する方。
- (2) 以下に該当する方は応募できません。
 - ① 日本国籍を有しない方
 - ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年 を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神 耗弱を原因とするもの以外)
 - ④ 国家公務員法第81条の6(定年による退職)に該当する方(採用予定日において満62歳に達している方)

5 採用方法

選考による採用となります。 選考方法については、下記 12 を参照ください。

6 採用日

令和7年5月1日(予定)

7 勤務地

宮城労働局、宮城県内のハローワーク(公共職業安定所)等なお、異動先により転居が必要な場合があります。

※ 入省後は、宮城労働局や宮城県内の公共職業安定所等に勤務し、2~3年 の間隔で人事異動があります。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の 服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当等)が支給されます。詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。写真を貼付のうえ、学歴、職歴(助成金、雇用保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。)及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文

課題:「人口減少により、構造的・慢性的な人手不足となり、人材確保が企業活動にとって死活問題となっている中、人材確保・人材育成等における困難な課題に対して、自身のこれまでの業務経験をハローワークでの業務にどう活かせるか。」

文字数:1.500~2.000 文字程度(400 字詰め原稿用紙で5枚程度)

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、宮城労働局総務部総務課人事第一係あて郵送(直接持参も可)してください。あて先は下記13のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていた だきますのでご了承ください。

11 応募期限

令和7年3月14日(金)消印有効(直接持参の場合は17時15分まで)

12 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴、論文による書類審査

(選考通過者発表)

令和7年3月下旬 書類選考結果通知発送予定 ※通過したか否かに関わらず全員に通知します。

【第2次選考】

(選考内容)

人物試験による審査 (個別面接)

令和7年3月下旬から令和7年4月中旬の間で実施予定

※詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。

(合格者発表)

令和7年4月中旬 予定

※合否にかかわらず第2次選考の対象者に通知します。

13 応募等に関する照会先

宮城労働局総務部総務課人事第一係

住所 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎7階

電話 022-299-8833

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給(いわゆる基本給) 及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます(26万円~35万円程度。一般的な例)。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・扶養親族のある者に、配偶者月額3,000円、子1人につき11,500円等

住居手当・・借家等(賃貸のアパート等)に住んでいる者に、月額最高 28,000 円

通勤手当・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額(1か月あたり最高 150,000円)

期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス)・・1年間に俸給等の約4.6か月分(令和6年度実績)

※給与等については、法律や人事院規則の改正により、変更となる可能性があります。